平成２９年（フ）第４１号
千葉県山武郡横芝光町尾垂イ3513番地34
債務者　伊藤　浩美（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０２号
静岡県伊東市宇佐美1263番地の３、前住所静岡県伊東市荻530番地の141
債務者　菊地　　勉
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
静岡県浜松市西区大平台４丁目20番30号ディアスブリッツアＡ105、前住所静岡県伊東市馬場町１丁目11番２号　長谷川アパート201号
債務者　馬場　由香（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
静岡県田方郡函南町間宮650番地の１　コーポリバーサイド102
債務者　初又喜代美
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９３３号
名古屋市緑区鳴海町字山腰28番地　レジデンス山腰206号
債務者　大城　朋美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１０号
愛知県一宮市千秋町穂積塚本字穂積郷西30番地２
債務者　山田　斉子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２４号
京都府綾部市岡町堂ノ前18番地の１
債務者　髙良　勝馬
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
和歌山県田辺市秋津町1303番地の１　102、前住所和歌山県田辺市東山２丁目25番５号メゾン大戸104号
債務者　久保　鮎夏
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１５７号
盛岡市名須川町28番38号　松華荘201号
債務者　亀山　佳浩
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１７７号
岩手県八幡平市平笠第９地割76番地１、旧住所岩手県岩手郡岩手町大字五日市第７地割37番地17
債務者　幅上　忠司
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１５１号
茨城県ひたちなか市大字稲田1048番地191
債務者　伊藤　洋美
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１５７号
茨城県水戸市城東２丁目２番３号
債務者　木村富美江
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１７２号
茨城県ひたちなか市大字田彦1691番地２　エミネンスＴ－Ｂ棟202号、前住所茨城県ひたちなか市大字市毛484番地26（サマックス本郷Ｅ棟201号）
債務者　進藤　直幸
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第８３号
群馬県邑楽郡板倉町大字板倉4215番地の１県営住宅Ｇ棟13号、前住所群馬県邑楽郡板倉町大字板倉1317番地の３
債務者　鴇崎　友子
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第５０４号
広島県廿日市市峠378番地25
債務者　西　　亮一
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６号
香川県観音寺市豊浜町和田浜1275番地
債務者　藤村　奈美
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第２０３４号
大阪府門真市桑才179―18　中谷ハイツ112、住民票上の住所大阪府東大阪市新鴻池町１番38号
債務者　メカニカルこと　岩佐　憲一
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部